

室蘭工業大学教育システム委員会規則

平成16年4月1日
室工大規則第43号

(設置)

第1条 室蘭工業大学に、室蘭工業大学教育システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学部及び大学院工学研究科博士前期課程に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 教育方法等の改善に関すること。
- (3) 授業及び試験に関すること。
- (4) 研究生及び科目等履修生に関すること（外国人留学生を除く。）。
- (5) 長期履修学生に関すること（外国人留学生を含む。）。
- (6) 既修得単位の認定に関すること。
- (7) 除籍に関すること。
- (8) 研究指導委託及び受託に関すること（学部学生を除く。）。
- (9) 派遣学生（留学を除く。）の選抜に関すること。
- (10) 教育に係る自己点検及び評価に関すること。
- (11) その他教務に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 各学科の各コースから選出された講師以上の教員 各1名。ただし、1名は教授とする。
- (3) 理工学基礎教育センターから選出された講師以上の教員 2名
- (4) 情報教育センターから選出された教員 1名
- (5) 大学院博士前期課程の各専攻から選出された講師以上の教員 各1名
- (6) 学務課長
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 前項第2号から第5号及び第7号の委員は、学長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(特別委員会)

第8条 委員会に特別の事項を審議させるため、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学務課で処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委員の半数は、平成17年3月31日までとし、他の半数は、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17年度室工大規則第69号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度室工大規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度室工大規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度室工大規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 改正後の室蘭工業大学教育システム委員会規則第3条第2号及び第3号の最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委員の半数は、平成22年3月31日までとし、他の半数は、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成21年度室工大規則第38号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度室工大規則第34号)

この規則は、平成24年3月21日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

附 則 (平成25年度室工大規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度室工大規則第38号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度室工大規則第45号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年度室工大規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 改正後の室蘭工業大学教育システム委員会規則第3条第1項第2号及び第3号の最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委員の半数は、平成32年3月31日までとし、他の半数は、平成33年3月31日までとする。

附 則 (令和元年度室工大規則第6号)

この規則は、令和元年6月25日から施行する。